

旅行業約款（募集型企画旅行契約）

この旅行は、下記条件及びご出発の案内、当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約）によります。

1. 旅行のお申し込みおよび契約の成立

- ①旅行のお申し込みは電話、ファックスでも受け付けます。
- ②旅行代金のご入金とは当社が定める期日までに全額をご入金いただくようお願いいたします。
- ③募集型企画旅行契約は当社が申込金（旅行代金の全額または一部）を受領したときに成立します。ただし「郵便振り込み」の場合はお客様の振り込み手続きが完了した時点で成立したものとします。

2. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した交通費・宿泊費・食事代・入場料・旅行取扱料金および諸税等。

3. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程中の「自由見学」「自由散策」「自由食」等と記載されている行程の交通費・見学科・食事代および旅行中の個人的諸費用（電話代・クリーニング代・飲物代等）

4. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の主催旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

5. 旅行代金の変更

- ①利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済変動により通常想定される程度を大幅に越えて改定される場合は、その範囲内で旅行代金を変更する場合があります。その場合は旅行開始日の16日前までにその旨を通知します。
- ②前項の事由により旅行内容を変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます。）がなされたときは、旅行契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更する事があります。③利用人員により旅行代金が異なるコースにおいて、お客様の都合により利用人員が変更になった場合、変更後の利用人員に対する旅行代金に変更させていただきます。

6. お客様による旅行契約の解除および取消料

- ①お客様のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対して下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

取消区分	旅行開始日の前日からさかのぼって				
	20日前～8日前(日帰りは10日前から)	7日前～2日前	前日	当日	旅行開始後
料率	20%	30%	40%	50%	100%

* 「日帰り夜行」は、「日帰り旅行」になります。

* 取消日は、当社の営業時間内にお申し出いただいた時に限ります。

- ②お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

イ. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更は旅程保証の対象となるなどの重要なものに限り、

7. 当社の解除権

- ①お客様の人数が最少催行人員に達しなかったときは、旅行実施を取りやめる場合があります。この場合は、出発日の14日前（日帰りは4日前）までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、旅行契約を解除いたします。
- ②お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。この場合、前項の解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

8. 当社の責任

- ①当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。た

し、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、

- ②手荷物の損害に当たっては損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お一人様につき15万円を限度として賠償します。

9. お客様の責任

お客様の故意または過失により、当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。

10. 特別補償

- ①当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様がその生命、身体、又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金および見舞金をお支払します。
- ②お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転又は、ハンドライダー操縦、スカイダイビング等危険な運動によるものであるときは補償金および見舞金をお支払しません。

11. 旅程保証

- ①当社は下表の契約内容の重要な変更（サービスが行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が生じたことによるもの以外の、次の各号の変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に下表の率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。

イ. 次に掲げる事由による変更

- a. 天災地変 b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令
e. 運送・宿泊機関の旅行のサービス提供の中止

f. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 g. 旅行参加者の

生命または身体の安全確保のための必要な措置

ロ. 第6・7項の規定に基づいて主催旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更

- ②当社が支払うべき変更補償金の総額は、旅行代金の15%を上限とし、またその総額が1,000円未満のときは当社は変更補償金を支払いません。
- ③当社はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに代え、これと同額またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
- ④当社の本項に規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第8項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

●お支払について

お申込み旅行センター以外の旅行センターでお支払になる場合には、お調べするのに多少時間がかかりますので予めご了承ください。

●振込手数料について

恐縮ですが、振込手数料はお客様負担とさせていただきます。また、催行中止等で旅行代金を払い戻す際にも、振込手数料はご返金できませんのでご了承願います。

●催行中止の決定について

団体旅行のため、催行人員に満たないときはやむを得ず旅行を中止させていただく場合があります。尚、中止の場合は出発の14日前(日帰り旅行は4日前)までにご連絡いたします。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2021年11月1日現在を基準としております。旅行代金は2021年11月1日現在の有効な運賃・料金を基準として算出してあります。

<旅行企画・実施>

観光庁長官登録旅行業第1975号

宮交観光サービス

●お問い合わせ・お申込みは

なかよし地球予約センター

宮城県仙台市宮城野区小田原1-2-19

総合旅行業務取扱管理名 佐藤隆幸

TEL (022) 298-7765

お電話での受付 月曜～金曜 9:20～17:40（土曜・日曜・祝日は休み）